

○埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例		平成十八年十二月二十六日条例第六十七号
改正	平成二四年 三月二七日条例第一四号 平成二六年一〇月一四日条例第四八号 令和 六年 三月二九日条例第一七号	
埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例をここに公布する。		
埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例		
目次		
第一章 総則(第一条)		
第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件(第二条)		
第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(第三条―第十五条)		
附則		
第一章 総則		
(趣旨)		
第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項及び第三項の規定に基づき幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件を定めるとともに、法第十三条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。		
第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件		
(認定の要件)		
第二条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。		
一 法第三条第二項各号に掲げる基準に適合すること。		
二 別表(第四号イを除く。)に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。		
2 法第三条第三項の条例で定める要件は、次のとおりとする。		
一 法第三条第四項各号に掲げる基準に適合すること。		
二 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。		
第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準		
(定義)		
第三条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号。以下この章において「省令」という。)において使用する用語の例による。		
(設備運営基準の目的)		
第四条 この条例で定める基準(次条において「設備運営基準」という。)は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。		
(設備運営基準の向上)		
第五条 知事は、埼玉県児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。		
2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。		
(非常災害対策)		
第六条 幼保連携型認定こども園においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。		
2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。		
3 幼保連携型認定こども園は、園児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。		
(学級の編制の基準)		
第七条 幼保連携型認定こども園の学級の編制の基準は、省令第四条(第二項を除く。)に規定する基準の例によることとする。		
2 一学級の園児数は、満三歳以上満四歳未満の園児にあっては二十人以下、満四歳以上の園児にあっては三十五人以下とする。		
3 前項の規定にかかわらず、満三歳以上満四歳未満の園児の学級について、学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を二人以上置く場合には、一学級の園児数を三十五人以下とすることができる。		
(職員の数等)		
第八条 幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。		
(園舎及び園庭)		
第九条 幼保連携型認定こども園の園舎及び園庭に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。		

(園舎に備えるべき設備)

第十条 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室(満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 調乳室(満一歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)
- 八 沐浴室(満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)
- 九 便所
- 十 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 乳児室の面積は、三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積以上とする。

3 前二項に規定するもののほか、幼保連携型認定こども園の園舎に備えるべき設備に係る基準については、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

(園具及び教具)

第十一条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十二条 幼保連携型認定こども園の教育及び保育を行う期間及び時間に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(子育て支援事業の内容)

第十三条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(他法令の準用に係る基準)

第十五条 第六条から前条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、省令第十二条から第十四条までに規定する基準の例によることとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下この項及び次項において「基準省令」という。)の本則に規定する条例を定めるに当たっての基準であって、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置(条例を定めるに当たっての基準とされるものを含む。以下この項において「基準省令経過措置」という。)の適用を受けるもの(以下この項において「特例基準」という。)に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

3 埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年埼玉県条例第四十八号)の施行の日以後、法及び基準省令その他の法に基づく命令(以下この項において「基準省令等」という。)の規定に従い、条例で定めることとされた基準であって、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例)

4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における別表第三号に規定する職員の資格に関する基準については、当分の間、規則で特例を設けることができる。

附 則(平成二十四年三月二十七日条例第十四号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年十月十四日条例第四十八号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

附 則(令和六年三月二十九日条例第十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

一 職員等の配置

- イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この表において「認定こども園」という。）には、教育及び保育並びに子育て支援事業を提供する機能を総合的に発揮させるとともに、その一体的な管理及び運営を行う者として一人の認定こども園の長を置くこと。
- ロ 認定こども園には、規則で定める人数の教育又は保育に従事する者（以下「教育保育従事職員」という。）を置くこと。

二 学級の編制

認定こども園においては、満三歳以上の子どもについて、規則で定めるところにより学級を編制し、各学級ごとに規則で定める人数の教育保育従事職員に担当させること。

三 職員の資格

- イ 認定こども園に置かれる満三歳未満の子どもの教育保育従事職員は、保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の四に規定する保育士をいう。ロにおいて同じ。）の資格を有する者であること。
- ロ 認定こども園に置かれる満三歳以上の子どもの教育保育従事職員は、規則で定める場合を除き、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項又は第四項に規定する免許状をいう。）を有し、かつ、保育士の資格を有する者であること。

四 施設及び設備

- イ 法第三条第三項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- ロ 認定こども園の園舎の面積は、規則で定める面積以上であること。
- ハ 認定こども園には、規則で定めるところにより、乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。

五 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、規則で定める事項に基づいたものとする。

六 職員の資質向上

認定こども園においては、規則で定めるところにより、教育保育従事職員の資質の向上を図ること。

七 子育て支援事業

認定こども園においては、子育て支援事業について、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、規則で定めるところにより実施すること。

八 その他

認定こども園においては、前各号に定めるもののほか、規則で定めるところにより、適切な管理運営等を行うこと。
